

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和8年4月23日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2500012号  
厚生局事案番号 : 四国(国)第2600001号

## 第1 結論

平成19年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

国民年金保険料を10年遡って納付することができる後納制度が実施されることを知り、申込みをして送付されてきた納付書により、請求期間の後納保険料を納付したにもかかわらず、年金事務所は、納付する順番を誤っているため後納保険料を還付ずるとして、請求期間を未納と記録している。

国民年金の納付済期間を少しでも増やそうと思い、使用期限内だった後納保険料の納付書を使って納付したにもかかわらず、年金事務所が未納としていることに納得できず、還付請求書は提出していない。

請求期間の国民年金保険料の領収証書を提出するので、請求期間の記録を納付済に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

後納保険料については、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「年金確保支援法」という。)附則第2条に、「平成24年10月1日から平成27年9月30日までの期間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前十年以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料(以下この条において「後納保険料」という。)を納付することができる。」旨定められ、同条第3項に、「後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。」と定められている。

請求者が保管する、平成19年4月分の国民年金保険料(後納)の納付書・領収(納付受託)証書によると、請求者が請求期間の後納保険料を平成25年3月21日に納付していることが確認できるが、A年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る過誤

納者整理票及びオンライン記録によると、同日時点において、後納保険料の承認を受けた期間の納付の順番を誤り、充当できる期間がなかったことから、同年金事務所は、請求期間の後納保険料を過誤納として、同月 29 日に当該過誤納者整理票を出力していることが確認できる。

また、後納保険料に係る過誤納金の取扱いについて、日本年金機構は、「年金確保支援法の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて（平成 24 年 7 月 25 日付け、年管管発 0725 第 1 号、日本年金機構事業管理部門担当理事あて厚生労働省年金局事業管理課長通知）」及び「年金確保支援法による後納制度に係る事務取扱要領等（第 3 版）年金確保支援法の後納制度の具体的な事務について」（以下「要領（第 3 版）」という。）に基づき、被保険者に後納保険料の納付の承認を受けた未納期間があるときは、還付に代えて、当該期間のうち最も古い期間に係る保険料から順次充当する旨定めているところ、A 年金事務所が保管する請求者に係る国民年金保険料過誤納額還付決定通知書、オンライン記録及び同年金事務所の回答によると、同年金事務所は、請求者が請求期間の後納保険料を納付した平成 25 年 3 月 21 日時点において、請求者が後納保険料の納付の承認を受けた最も古い未納期間は平成 15 年 4 月であったものの、請求期間の後納保険料（14,640 円）が同月の後納保険料（14,720 円）に満たないことから充当を行わず、平成 25 年 4 月 8 日に請求期間の後納保険料を全額還付する決定を行っていることが確認できる。

さらに、日本年金機構が保管する国民年金保険料還付金時効消滅者管理簿、及びオンライン記録によると、A 年金事務所は、請求期間の後納保険料について、請求者に対し平成 25 年 4 月 15 日に還付請求書を送付し、その後 3 回勧奨を行ったものの、還付請求書が提出されないため、令和元年 12 月 4 日に還付取消処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、i) 要領（第 3 版）によると、「IV 具体的な事務の取扱い」の「6. 納付した後納保険料が過誤納となった場合の取扱いについて」において、「後納保険料の過誤納金については、以下の後納制度の特質に鑑み、後納保険料の納付の承認を受けた後に未納となっている期間に充当できることとしている。・後納保険料の納付の承認を受けた期間は、本来、保険料の未納期間であり、後納保険料の承認を受けた場合には、きちんと納付すべきものであること。・後納承認未納期間に充当せず、還付することとすれば、改めて後納するまでに納付期限が経過し、後納保険料の納付ができなくなる、又は、年度が変わって後納保険料の額が変わる等の被保険者等に不利益が生じる恐れがあること。・時限立法であるため、上記のような場合において生じた不利益を回復する手段が追納より限られること。」と記載されていること、ii) 請求者は、後納保険料の納付の承認を受けた期間のうち請求期間以外の期間（平成 14 年 10 月から平成 19 年 3 月まで）の保険料、及び請求期間より後の期間（平成 19 年 5 月から平成 20 年 9 月まで、及び平成 21 年 4 月から平成 29 年 6 月まで）の国民年金保険料を全て納付していること、iii) 請求期間の後納保険料が国庫に収納されていることを踏まえると、請求期間を未納としていることは適切ではないと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。